タクシー助成の利用のしかた

1．対象者

①65 歳以上の者で、乗用車の運転免許証を有していない方

②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している者及び介護保険認定者で、乗用車の運転免許証を有してない方

2．利用方法

〇必ず乗車する際に、**「八頭町タクシー利用者証明証」**を運転手に提示し、**「八頭町タクシー利用券」**を乗車**1**回につき**1**枚渡して、降車の際に料金をお支払いください。

〇乗車してから降車するごとに**1**回・**1**枚の利用券が必要です。

タクシー利用者証明証

顔写真
たて3.5cm
×
よこ2.5ｃｍ

第　〇〇〇〇　号
八頭町タクシー利用者証明証
住　　所　八頭町〇〇
氏　　名　八頭　太郎
生年月日　S23年1月23日　生

この者は、タクシー利用費助成事業の利用者であることを証明する。
令和　〇年　〇月　〇日
令和▲▲年　3月３１日まで有効
八頭町長

タクシー利用券

令和 ● 年度　八頭町タクシー利用券
有効期限　令和 ● 年　3 月 31 日　No. 1

利用者登録番号	0000	
利用者名	八頭 太郎	
乗車日	令和　年　月　日	
利用時間	:　見　:	
乗車区間（片道）	本	
割引前運賃		
割引額（1割）		
割引後運賃		
相乗りの有無	有	無
相乗り者登録番号		―
利用助成金		
利用者負担額		
無線番号	乗務員	

・ご利用の際は、タクシー利用者証明証をご提示ください。
・利用区間は八頭町内に限ります。
・相乗り時は、乗務員が各々の利用券を回収いたします。

利　用　例

（行）　家　―1回→　病院・スーパーなど

（帰）　病院　―1回→　スーパー　―1回→　家

合計３回で３枚の利用券を使用することになります。

タクシー助成が利用できるのは、

鳥取タクシー（電話７３－０１１１）　のみです。

※鳥取タクシー以外では、利用券は使えませんのでご注意ください。

～裏面へつづく～

３．利用時間

利用いただける時間は午前７時３０分から午後７時までです。

４．利用者負担額

タクシー利用料金の３分の１（最低個人負担額は３００円、最高個人負担額は１，２００円）

※タクシー利用料金が５，０００円を超えた場合、超えた部分は自己負担

５．利用枚数

１人　年間１２０枚まで

６．助成対象区間

助成の対象となる区間は、**八頭町内**です。市内までご利用される際は、町外分からは実費負担となります。

７．その他

〇助成対象者が２名以上で相乗りされた場合、タクシー料金がさらに１割引になります。
〇相乗りの場合、利用者全員が利用券をご提出ください。
〇**右上に介護付と印字してある利用券**をお持ちの方は、介護者１名の同乗ができます。
〇利用者証明証及び利用券を紛失されたときは、再発行しますので下記までご連絡ください。
〇利用券の変更を希望される場合は、新たに変更申請が必要です。
〇利用者証明証の有効期限は、１０年です。
〇利用券の追加交付を希望される場合は、下記までご連絡ください。

＊ご不明な点がありましたら、八頭町役場企画課までお問い合わせ下さい。

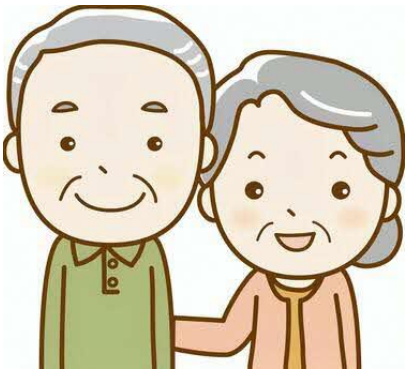

八頭町役場　企画課　電話：７６－０２１２